

議案第112号

川崎市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例

川崎市衛生試験検査手数料条例（昭和27年川崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

種 別	金 額
1 ウイルス	
(1) 簡易なもの	1件につき 8,140円
(2) 複雑なもの	1件につき 13,240円
(3) 特に複雑なもの	1件につき 16,290円
2 衛生動物	
(1) 簡易なもの	1件につき 2,540円
(2) 複雑なもの	1件につき 6,110円
3 環境衛生等	
(1) 落下細菌	1件につき 910円
(2) 建築物内の環境	測定点5箇所まで23,420円

	とし、測定点が1箇所増すごとに4,680円を加える。
(3) 特殊環境	
ア 複雑なもの	1成分につき 5,090円
イ 特に複雑なもの	1成分につき 10,180円
ウ 特殊なもの	1成分につき 23,420円
4 家庭用品	
(1) 定性分析	1成分につき 1,010円
(2) 定量分析	
ア 複雑なもの	1成分につき 3,050円
イ 特に複雑なもの	1成分につき 7,120円
ウ 特殊なもの	1成分につき 10,180円
(3) 容器耐圧	1検体につき 2,540円
5 食品等	
(1) 定性分析	
ア 簡易なもの	1成分につき 810円
イ 複雑なもの	1成分につき 2,030円
ウ 特に複雑なもの	1成分につき 5,090円
エ 特殊なもの	1成分につき 10,180円
オ 極めて特殊なもの	1成分につき 30,550円
(2) 定量分析	
ア 簡易なもの	1成分につき 1,520円
イ 複雑なもの	1成分につき 5,090円
ウ 特に複雑なもの	1成分につき 7,630円
エ 特殊なもの	1成分につき 10,180円

オ 極めて特殊なもの	1成分につき	20,370円
(3) 細菌		
ア 簡易なもの	1検体につき	2,540円
イ 複雑なもの	1菌種につき	2,030円
ウ 特に複雑なもの	1菌種につき	2,540円
エ 特殊なもの	1検体につき	16,290円
(4) 残留農薬等	5成分まで	50,920円
	6成分から20成分まで	101,850円
	21成分から50成分まで	152,770円
(5) 有害性物質		
ア 複雑なもの	1成分につき	25,460円
イ 特に複雑なもの	1成分につき	33,610円
(6) 特定原材料		
ア 定性分析		
(ア) 複雑なもの	1品目につき	36,660円
(イ) 特に複雑なもの	1品目につき	58,050円
イ 定量分析	1品目につき	80,460円
(7) 組換え遺伝子		
ア 定性分析	1系統につき	35,640円
イ 定量分析	1系統につき	40,740円
6 水質		
(1) 定性分析		
ア 簡易なもの	1成分につき	710円

イ 複雑なもの	1 成分につき	1, 520 円
(2) 定量分析		
ア 簡易なもの	1 成分につき	1, 520 円
イ 複雑なもの	1 成分につき	2, 540 円
ウ 特に複雑なもの	1 成分につき	5, 090 円
エ 特殊なもの	1 成分につき	10, 180 円
(3) 飲料水		
ア 定性分析		
(ア) 簡易なもの	1 成分につき	710 円
(イ) 複雑なもの	1 成分につき	1, 520 円
イ 定量分析		
(ア) 簡易なもの	1 成分につき	1, 010 円
(イ) 複雑なもの	1 成分につき	2, 030 円
(ウ) 特に複雑なもの	1 成分につき	4, 070 円
(エ) 特殊なもの	1 成分につき	8, 140 円
(オ) 極めて特殊なもの	1 成分につき	16, 290 円
(4) 細菌		
ア 簡易なもの	1 検体につき	2, 540 円
イ 複雑なもの	1 菌種につき	2, 030 円
ウ 特に複雑なもの	1 菌種につき	5, 090 円
エ 特殊なもの	1 検体につき	15, 270 円
7 放射性核種		
(1) 簡易なもの	1 検体につき	10, 180 円
(2) 複雑なもの	1 検体につき	18, 330 円
(3) 特に複雑なもの	1 検体につき	43, 790 円

<p>8 医薬品等</p> <p>(1) 定性分析</p> <p>ア 簡易なもの</p> <p>イ 複雑なもの</p> <p>ウ 特に複雑なもの</p> <p>エ 特殊なもの</p> <p>(2) 定量分析</p> <p>ア 複雑なもの</p> <p>イ 特に複雑なもの</p> <p>(3) 細菌</p> <p>ア 簡易なもの</p> <p>イ 複雑なもの</p>	<p>1 成分につき 1, 0 1 0 円</p> <p>1 成分につき 2, 0 3 0 円</p> <p>1 成分につき 3, 0 5 0 円</p> <p>1 成分につき 5, 0 9 0 円</p> <p>1 成分につき 5, 0 9 0 円</p> <p>1 成分につき 1 3, 2 4 0 円</p> <p>1 検体につき 2, 5 4 0 円</p> <p>1 検体につき 5, 0 9 0 円</p>
<p>9 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表（以下この項において「点数表」という。）に定めのあるもの</p>	<p>点数表その他法令等による算定方法により算定した額の8割に相当する額とする。この場合において、当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>
<p>10 その他</p>	<p>1の項から9の項までに定める種別及び金額を参酌して市長が定める額</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に依頼された試験検

査から適用し、同日前に依頼された試験検査については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

衛生に関する試験検査に係る手数料の額を改定するため、この条例を制定するものである。